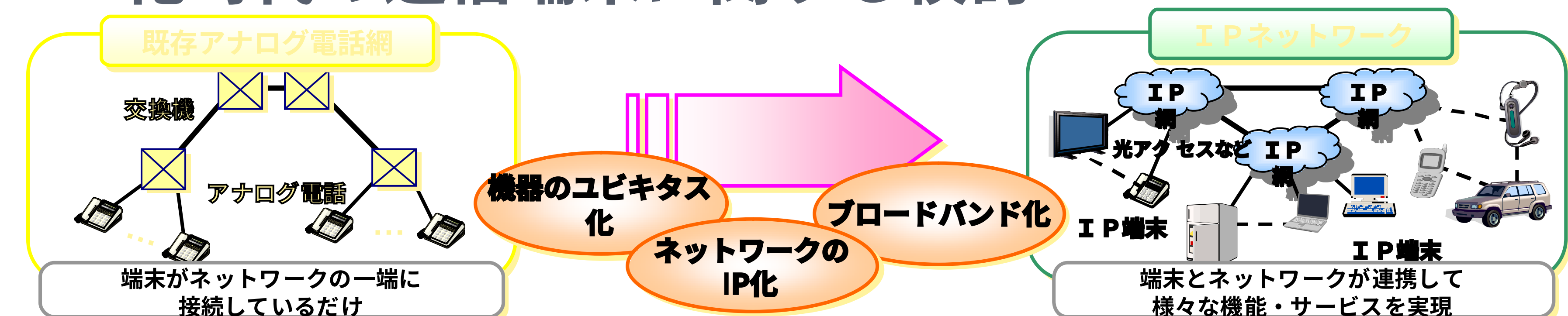
資 料 2

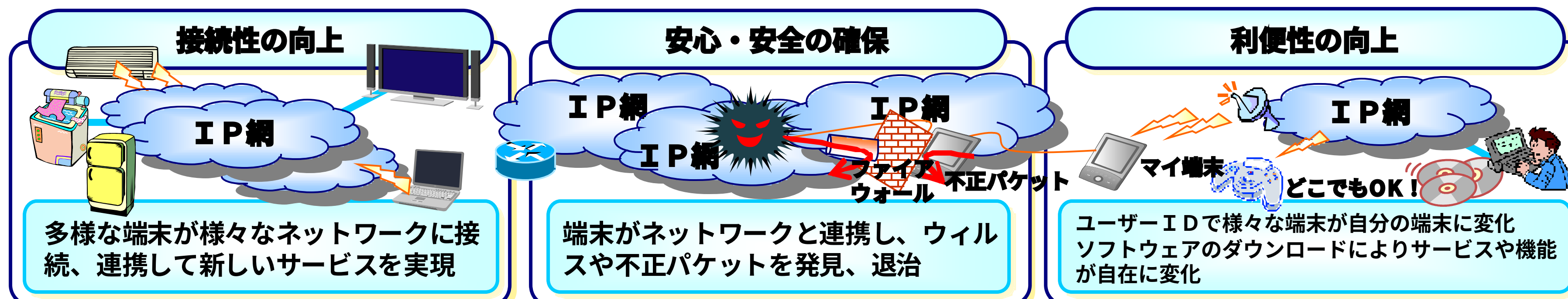
責任分担モデルＷＧの活動報告

平成１９年3月１３日

IP化時代の通信端末に関する検討



ネットワークと端末が連携して実現するネットワーク
→　端末側からの視点の技術的検討も重要



次世代ＩＰネットワークが本格化する2010年までに環境整備が必要

⇨ 「ＩＰ化時代の通信端末に関する研究会」（座長：相田仁　東京大学教授）において、平成１８年１２月から検討を行い、平成１９年８月に報告書取りまとめ。

「IP化時代の通信端末に関する研究会」報告書より

IP化時代の通信端末の実現に向けた検討課題

新たなサービス・市場の創出に向けて

- 多様な通信端末の相互接続実験の推進（機器の相互接続検証のためのテストベッドの整備）
- １つのＩＤで様々な端末を利用できる「ＩＤポータビリティ技術」など新たなサービス実現のための標準化・国際展開の推進
- ソフトウェアのダウンロードにより重要な機能を変更できるなど、高度化した端末の出現に対応した認証制度の検討

利用者が安心できる端末利用環境の実現

- 端末トラブルに対処するため、責任を誰（事業者、メーカ、利用者等）が取るかの「責任分担モデル」の策定
- 端末利用をめぐる消費者保護のための、消費者、事業者、法律家等による検討の場の設置（不具合対応、紛争解決など）
- 多様な端末の工事やトラブル解決のための「工事担任者」等の活用を含めた、ＩＰ化時代に合わせた資格制度の整備

「IP化時代の通信端末に関する研究会」報告書より

機能保証に関する責任分担の在り方の検討

ＩＰ化時代の社会のサービスはネットワークや端末の違いを利用者が意識することなくシームレスに提供

⇒ 上記の社会は接続性、利便性、安全・信頼性が確保

⇒ 上記の機能はネットワークの参加者の連携によって実現

※現状、ネットワーク参加者の連携は、標準化、技術基準等、技術的制度的に担保

現状の枠組みが機能しないケースが出現

ＵＮＩ等の責任分界点を設け、技術的な責任分担を明確化

＋

技術的に解決困難な課題について、責任の連携を検討

- 専門的な第三者による責任分担関係の整理
- ニュートラルで問題解決に機動性を持った紛争解決のメカニズム
- インフラに対する技術的な専門性を持つ人や、ビジネスに対する専門家、法律の構造やスタンダードに関する専門家等の集団
- コミッショナー制度による紛争処理の解決

⇩

- 制度設計に向けて関係者が参加でき、透明性が確保された場の形成が必要
- 2010年を見据えて、責任を負うべき機能を限定し、責任モデルを検討することが有用

「IP化時代の通信端末に関する研究会」報告書より

消費者保護の在り方の検討

利点

- IP端末選択の可能性の拡大、多様なサービスの享受
- 新機能を手軽に利用できる
- 一つのIP端末で様々なサービスの提供を受けられる
- サービス提供者等の相互連携に支えられた多様なサービスの享受
- テレワークや遠隔教育による新たなライフスタイルの実現
- いつでもどこでもネットワークに接続可能
- ⋮

豊かな社会生活の実現

効率的な企業活動の実現

課題

- 膨大な情報によりサービス選択が困難
- 機能の複雑化により、逆に使いづらい
- 一つの端末に情報が集中し、障害発生時の被害が大きい
- 不具合発生時における利用者による問題把握の困難化
- 様々な機器が通信機能を持つことによる機器の誤作動誘発
- いつでもどこでもネットワークからの攻撃にさらされる
- ⋮

消費者基本法の理念

① 消費者の権利の尊重と自立の支援
② 事業者の適正な事業活動の確保と消費者の特性への配慮
③ 高度情報通信社会の進展への的確な対応
④ 国際的な連携の確保
⑤ 環境保全への配慮



- 消費者保護のための機関や制度の整備
- 問い合わせ窓口の一本化
- 不具合事例の収集／分析／発信体制の確立
- 地球環境保護
- 端末のリサイクル
- ライフサイクルの延長

事業者、法律家、消費者等による検討の場を設置

- 簡易・迅速な機能保証と権利救済
- 紛争解決制度（ＡＤＲ等）
- 多様なニーズに応える機器の提供
- デバイドフリーな機器の開発
- 消費者参加型の業界規格
- ＩＰ化時代の消費者リテラシー向上
- 倫理・リスク啓発教育

「IP化時代の通信端末に関する研究会」報告書より

端末の責任分担モデル策定の方向性

ネットワークのＩＰ化に伴いサービスが変化

法令上の責任分界

端末設備と事業用電気通信設備（ネットワーク側）との間に法令上、責任分界がある。
○事業用電気通信設備　→　電気通信事業者に責任
○端末設備　→　端末設備利用者に責任

サービスの多様化

サービスの多様化に伴い、問題発生箇所も多様化

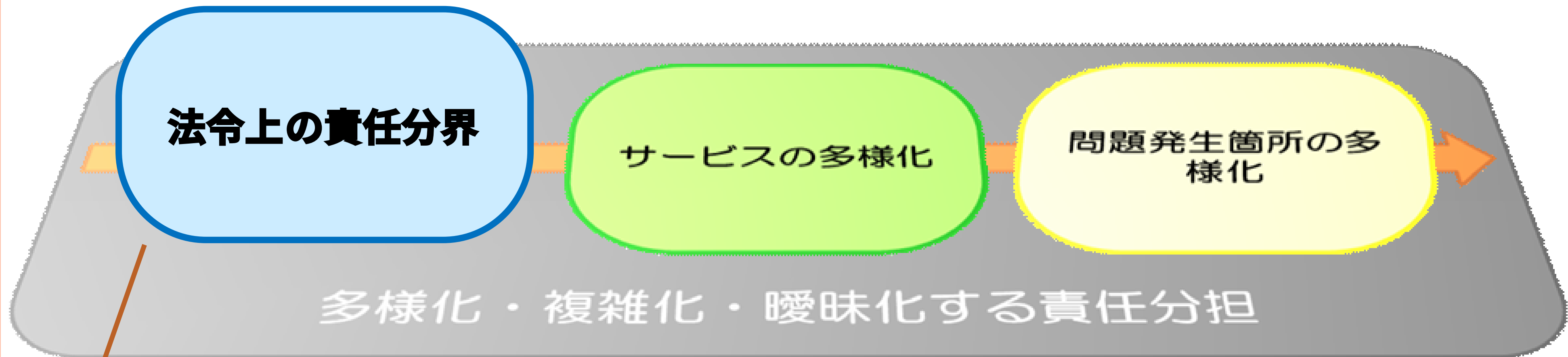
今後、電気通信事業者、ＡＳＰ、ソフトウェアメーカ、端末メーカ（ゲートウェイ、モジュール）の複合形態によりサービスが提供され、またサービスも、ベストエフォートのものとギャランティのもの、セキュリティの高低など、同じようなサービスでも提供環境が異なることになる。

問題発生箇所の多様化

利用者から見て、問題発生時に何が原因か、もしくは問題かどうかすら分かり難い事象が発生。

責任分担が多様化・複雑化・曖昧化

責任分担モデル策定の流れ



責任分界の整理
- **法的に担保されている責任分界**
- **契約等で担保されている責任分界**



標準機器構成にて整理

次世代ネットワーク（NGN）をベースとして、発生するおそれのあるトラブルとその対策を主体毎／設備毎に検討

関係主体毎の責任の明示方法の整理

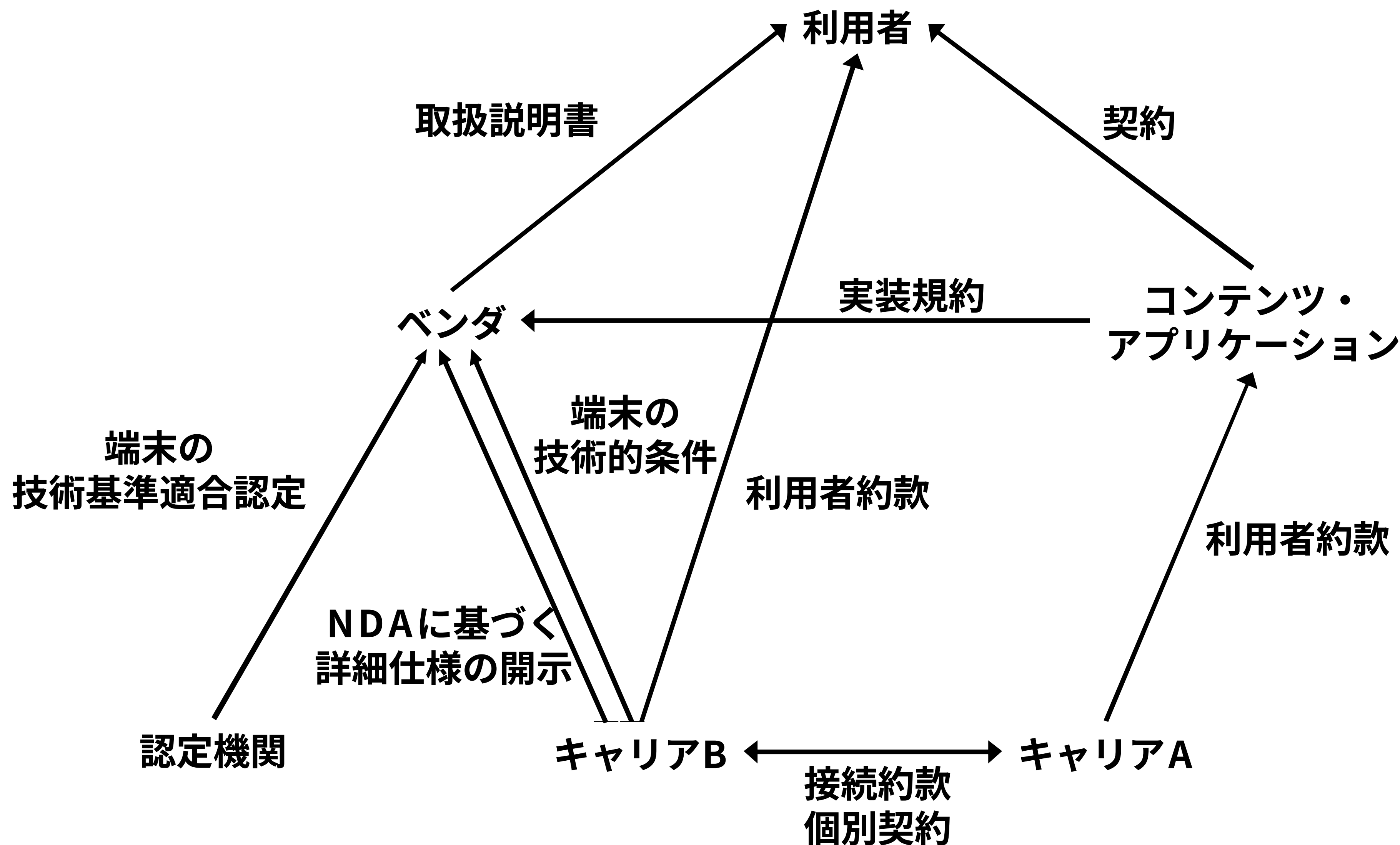
（送信側）　（受信側）

	端末 L		NW A		NW B		端末 R
		UNI		NNI		UNI	
責任の明示	端末利用規約 取扱説明書	利用者約款		接続約款 or 個別契約		利用者約款	端末利用規約 取扱説明書
法的規律		端末の接続に 関する 技術基準	事業用電気 通信設備の 技術基準		事業用電気 通信設備の 技術基準	端末の接続に 関する 技術基準	
	製造物責任法 （ＰＬ法）	重要事項説明				重要事項説明	製造物責任 法 （ＰＬ法）

	コンテンツ サーバ		NW A		NW B		端末 R
		SNI		NNI		UNI	
責任の明示	契約書	利用者約款		接続約款 or 個別契約		利用者約款	取扱説明書
法的規律			事業用電気 通信設備の 技術基準		事業用電気 通信設備の 技術基準	端末の接続に 関する 技術基準	

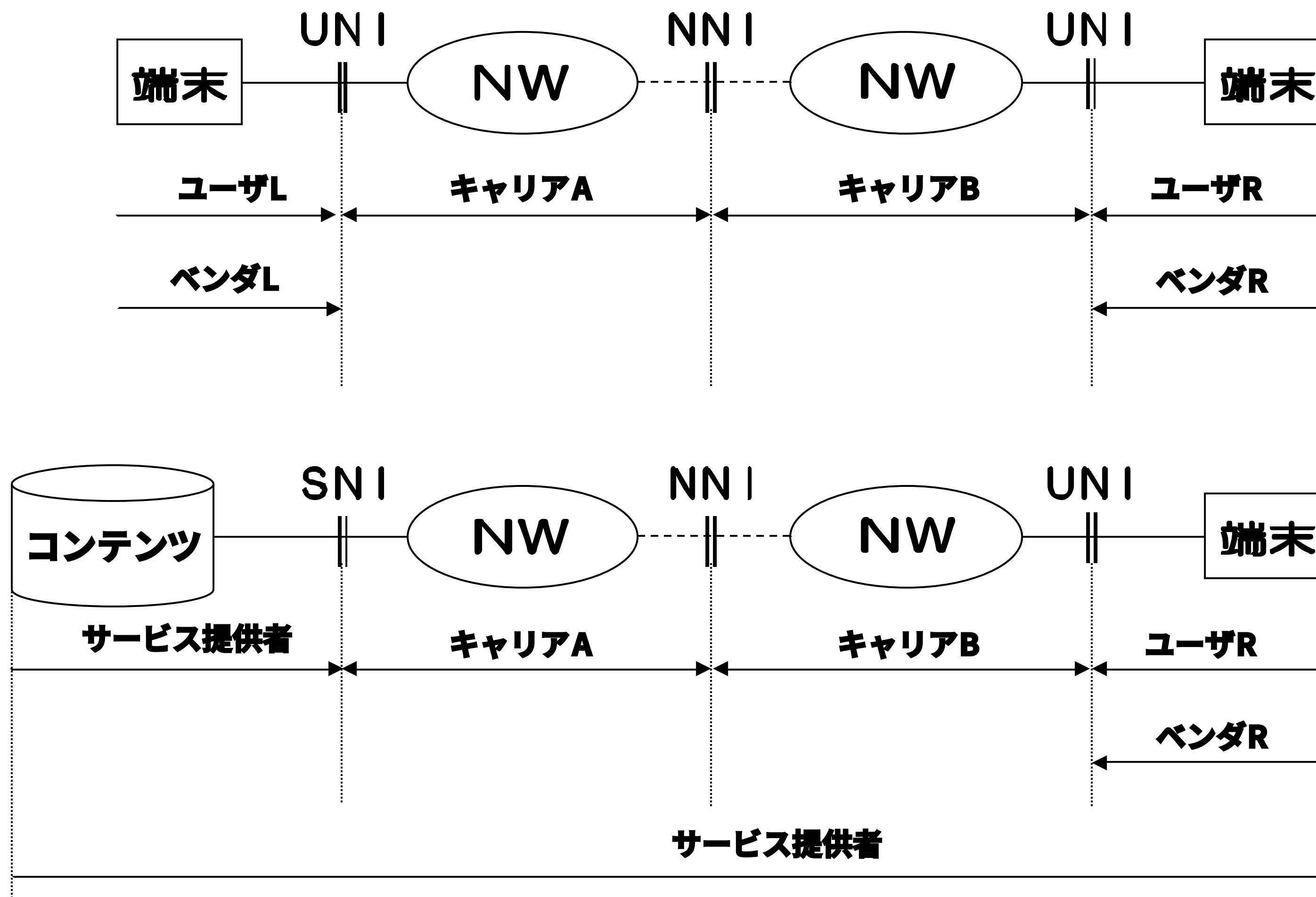
コンテンツ事業者との契約が
その他の契約を縛る可能性あり

契約関係



利用者
取扱説明書
契約
ベンダ
実装規約
コンテンツ・
アプリケーション
端末の
技術基準適合認定
端末の
技術的条件
利用者約款
利用者約款
NDAに基づく
詳細仕様の開示
認定機関
キャリアB
キャリアA
接続約款
個別契約

（参考）標準機器構成



UNI
NNI
UNI
端末
NW
NW
端末
ユーザL
キャリアA
キャリアB
ユーザR
ベンダL
ベンダR
SNI
NNI
UNI
コンテンツ
NW
NW
端末
サービス提供者
キャリアA
キャリアB
ユーザR
ベンダR
サービス提供者

責任分担モデルの検討

リスク及び課題の抽出
関係する主体間の相互関係を整理し、主体別にどのようなリスク・課題が発生する可能性があるか、具体的なサービス、利用シーン毎に抽出する。

リスク及び課題に対する解決策の検討
各主体がリスクや課題に対して適正に対応し、安定したサービス提供を行うために必要な技術的方策や規定の方法について検討

サービス毎の積み重ね
（音声…）

新サービスへの適用

責任分担モデルの検討
標準機器構成、標準的なサービス適用形態でのリスク、課題、解決策のモデル

- 契約約款（電気通信事業者）、機器取扱説明書（ベンダー）、利用規約（ASP、CP）等への反映
- 紛争処理メカニズムの構築に向けた検討（今後）
- アップグレード端末の認証手法に関する検討（今後）

検討イメージ

サービス	リスク主体	想定されるリスク	想定されるトラブル	具体的解決策の例（事前対策は●、事後対策等は■）
電話	利用者	端末機器の故障	電話がかけられない 音質が悪い	■端末ベンダが対応窓口を設置
		個人情報の流出 端末機器に起因する事故	いたずら電話 感電・火傷・負傷 火災	●情報の暗号化 ●取扱説明書等に基づく適正利用 ■端末ベンダの対応窓口への相談 ■法規に基づく対応
	端末ベンダ	機器の実装レベルの不具合 他社製品との接続不良	電話がかけられない 音質が悪い 電話がかけられない 音質が悪い	●端末ベンダが取扱説明書に提供条件を明示 ■端末ベンダが対応窓口を設置 ●端末ベンダが取扱説明書に提供条件を明示 ■端末ベンダが対応窓口を設置 ●実装規約の共通化、標準規格化 ●相互接続性試験の推進
	キャリア	自社の設備の不具合 宅内設置された自社の設備に起因する事故	電話がかけられない 音質が悪い 感電・火傷・負傷 火災	●設備の二重化（リスクの回避） ●適切な集約規模（リスクの低減） ●故障対応体制の充実（迅速な回復） ●約款へ提供条件を明示 ●取扱説明書等に基づく適正利用 ■キャリアの対応窓口への相談 ■法規に基づく対応
	共通	個々のトラブルに関する責任の所在の不確かさ	トラブル発生時の紛争処理の深刻化・長期化	●責任分担モデルの作成（契約約款、取扱説明書に記載） ■コッミッショナー制度、ADR による紛争処理メカニズムの構築

《付録》ＷＧ開催概要

１　責任分担モデルWGスケジュール表

	平成 19 年 11 月	12 月	平成 20 年 1月	2 月	3 月
次世代ＩＰネットワーク推進フォーラム定期総会					▲ 24 日（予定） 第２回 ・ 部会報告 ・ 20 年度活動方針
ＩＰ端末部会					▲ 13 日（予定） 第２回 ・ ＷＧ中間報告
責任分担モデルWG		▲ １１日 第１回			

２　検討状況

第１回ＷＧ：ＷＧ設置要綱の承認、サブーリーダーの指名、ＷＧでの検討課題の確認等を行った。